

令和4年度 那珂市行政活動外部評価
結果報告

令和4年11月

那珂市

【目 次】

1	行政評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	外部評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	外部評価の効果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	外部評価の実施方法・・・・・・・・・・・・・・	1
5	外部評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・	4

【参考資料】

・行財政改革懇談会設置要綱・・・・・・・・	17
・行財政改革懇談会名簿・・・・・・・・	18
・外部評価スケジュール・・・・・・・・	18
・施策評価シートの見方・・・・・・・・	19
・外部評価対象の施策評価シート・・・・・・・・	21

1 行政評価の目的

市では、行政評価制度について第2次那珂市総合計画の第6章「行財政改革の推進による自立したまちづくり」を実現するための方向性として、行政評価システムを活用し、施策や事務事業の評価検証を重ね、その結果を公表することで、行政サービスの質の向上を図り、透明性の高い行政運営を進めることとしています。

また、第4次那珂市行財政改革大綱の方針では、「健全で効率的な行財政経営の推進」を実施するための重点事項として「自主性・自律性の高い財政運営の確保」を掲げ、実施項目「行政評価システムによる適切な行政経営」により施策や事務事業の評価と評価結果の公表に取り組むものとしています。

行政評価は[Plan(計画)]→[Do(実施)]→[Check(検証・評価)]→[Action(見直し)]というマネジメントサイクルを循環させ、絶えず行政の仕事を見直すことにより、市民の皆さんにより良い行政サービスを提供していくものです。Plan-Do-Check-Action という[PDCA]の循環行政サイクルである行政評価を本市では『行政評価システム』という名称としています。

2 外部評価の目的

市が実施する行政評価に関し、市民等の外部の視点を導入することにより評価の客観性及び透明性を確保することを目的としています。

3 外部評価の効果

(1) 市民と行政の架け橋

外部評価は市民と行政を結ぶ重要な役割を担います。行政は外部評価結果に基づき、各施策の再検討を行うことでより良い施策として市民へフィードバックします。

(2) 職員の意識改革

外部評価は行政が改善を図ってきた施策を市民へ周知することのできる貴重な機会です。「行政評価の客観性と透明性を確保する」ためにも行政は施策を分かりやすく説明することが必要となります。

市民の目線で行政へ説明を求めることで、説明責任の徹底、職員の柔軟な発想を醸成し、職員の意識改革に寄与します。

4 外部評価の実施方法

(1) 外部評価を行う委員

那珂市行財政改革懇談会委員（令和2年度まで9人⇒令和3年度から12人）

※那珂市行財政改革懇談会設置要綱に基づき設置されています。

(2) 外部評価の対象

第2次那珂市総合計画（前期：平成30年度から令和4年度）の31施策から外部評価対象とする施策を選定します。

令和4年度は第2次那珂市総合計画の「第3章」及び「第4章」の中から委員の協議によりそれぞれ1施策ずつを選定しました。

政策	施策	選定結果
第3章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり	施策1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える	評価対象として選定
	施策2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える	
	施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える	
	施策4 家庭や地域で支え合う福祉環境を整える	
	施策5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る	
	施策6 健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る	

政策	施策	選定結果
第4章 未来を担う人と文化を育むまちづくり	施策1 豊かな心を育む学校教育の充実を図る	
	施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る	評価対象として選定
	施策3 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える	
	施策4 スポーツを身近に感じ親しめる環境を整える	
	施策5 歴史資産と伝統文化を保存・継承し活用を図る	
	施策6 多様な文化と交流する機会の充実を図る	

(3) 評価方法

市が作成した施策評価シート（市職員による自己評価）に基づいて施策主管課が施策について説明をします。また、委員からの事前質問に対して関係課が説明をします。その後、質疑応答を行います。

以下の点数評価のほか、委員からの意見・質疑を評価結果とします。

【評価の視点と項目】

評価視点	市民目線や専門的知識を活かしつつ、中立的な視点による評価をする。
評価項目	①指標設定の妥当性（適切な指標設定となっているか）
	②内部評価の妥当性（内部評価が適切に行われているか）
	③課題認識、取組方向の妥当性（成果指標の達成状況を踏まえた施策の推進となっているか）

【点数配分】

4 点	妥当性あり
3 点	概ね妥当性あり
2 点	妥当性に欠ける点あり
1 点	妥当性なし

【点数評価】

点数割合(合計点数)	評価
85%以上(123～144 点)	A 適切な評価が行われている
75%以上 85%未満(108～122 点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上 75%未満(72～107 点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36～71 点)	D 適正な評価が行われていない

※委員 1 人あたり最大 1 2 点、委員人数 1 2 人の合計点数（満点：1 4 4 点）。

※欠席の委員の点数は、出席委員の合計点数の平均点とします。

令和4年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和4年10月17日

外部評価対象施策	
施策名称	第3章 施策1 安心して子どもを産み育てられる環境を整える
施策の主管課	こども課
関係課	政策企画課、健康推進課、学校教育課

点数評価の集計				
委員	評価項目			合計点数
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	
委員1	4	3	3	10
委員2	4	3	3	10
委員3	3	2	4	9
委員4	3	3	4	10
委員5	4	4	3	11
委員6	3	3	3	9
委員7	4	4	4	12
委員8	3	3	3	9
委員9	3	4	3	10
委員10	3	4	3	10
委員11	4	4	4	12
委員12	4	4	4	12
合 計	42	41	41	124
平 均	3.5	3.4	3.4	10.3

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
124点	A 適切な評価が行われている

評価の決定方法

- ・委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- ・合計は144点満点[(3項目×4点)×全委員(12人)]
- ・欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(123～144点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(108～122点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(72～107点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36～71点)	D 適正な評価が行われていない

事前質問と回答

質問	【2指標等の推移】－【成果指標 A安心して子どもを育てられると感じている市民の割合】に関して 算出するにあたっての対象者の人数を教えてください。また対象者はどのようなかたですか。
回答 (行財政改革推進室)	毎年1月に18歳以上の2,000人に市民の意識やニーズの調査を目的として市民アンケートを実施しています。その中に「安心して子どもを育てられると感じていますか」との設問があり、「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した市民の割合となっています。回答者は2,000人のうち中学生までの子どもを育てている人になり、令和3年度は165人から回答がありました。
質問	【2指標等の推移】－【成果指標 A安心して子どもを育てられると感じている市民の割合】に関して 安心して子どもを育てられると感じている市民の割合に関して、令和元年度から令和3年度にわたって割合が低迷していますが、その要因は何でしょうか。また市として対応は考えていますか。
回答 (こども課)	中学生までの子どもを育てているかたに回答を求めていることから、母数となる対象者が少なく、それにより回答数が割合に大きく影響するという傾向があると思慮します。 また、コロナ禍がもたらす収入低下や外出制限による両親や身近な人への相談ができないことなど、先行き不透明な状況が不安要素となっていることが割合低迷の要因と分析しています。 市としては、子ども・子育て支援事業計画で掲げられている施策を着実に推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めていきたいと考えています。

質問	【2指標の推移】－【対象指標 A 5歳までの未就学児数・B 6歳から11歳までの児童数】に関して 対象指標 A.「5歳までの未就学児童数」とB.「6歳から11歳までの児童数」の令和4年実績値がそれぞれ2,158人と2,650人と差が492人となっている。差が500人近いがこれ以上差が広がらない対策はあるか。 成果指標 A.「安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合」令和3年度実績値が63.8%と高いのは何が要因なのでしょうか。又、実績値が右肩下がりなのに、令和4年度以降の目標値が右肩上がりなのはなぜでしょうか。
回答 (こども課)	5歳までの未就学児童数が増えない一番の理由は出生数が増えないことです。令和2年度及び令和3年度は、何とか300人台を確保しましたが、来年度以降は300人を切ることが予想されます。大きな要因としては、新型コロナウイルス感染症によるものが大きいと考えます。本市は、社会動態の増加（転入者の増）が他市に比較して多い傾向にあるため実際にこの年令区分が翌年に移行する際には、前年の数より増えているのも事実です。差の広がりを抑制するには、子育て世代の移住、定住を促進する施策展開を図る必要があると考えます。 成果指標A.「安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合」の実績値63.8%は令和3年度ではなく、平成30年度になりますので、その前提でお答えします。平成30年度実績値が63.8%と高い理由は、市の子育て支援施策を肯定的にとらえた方々がアンケートに回答した結果の数字であって、前述の回答と重複しますが、中学生までの子どもを育てているかたに回答を求めていることから、母数となる対象者が少なく、それにより回答数が割合に大きく影響したことによるものと考えます。 現在の施策評価シートの成果指標は、第2次総合計画前期基本計画を策定する際に、総合戦略の目標値（H28-H30 平均50%）から10ポイント増を計画最終年度である令和4年度に設定したものです。 この目標値の達成に向けて、平成30年度から年間2.5ポイントずつ増える数値を設定しました。令和5年度及び令和6年度については、この数値上昇分を踏襲した数値を暫定的に入れておりますが、今般、後期基本計画の策定において、成果指標の目標値の見直し作業を行っております。後期基本計画の最終年度は、令和9年度となっておりますが、今回の見直しにより現状を踏まえた目標値に修正される見込みとなっております。
質問	【3施策の特性・状況変化・住民意見】に関して 遊具がある公園や児童館のような施設を市として建設する予定はありますか。
回答 (こども課)	現在、市として遊具を備えた公園や児童館の建設予定はありません。なお、静峰ふるさと公園内の遊具エリアにおいて、平成30年度に幼児用遊具の供用を開始しています。
質問	【子ども食堂】に関して 隣接する自治体に子ども食堂があると聞きますが、どのくらいありますか。また、当市にはありますか。
回答 (こども課)	隣接自治体の状況ですが水戸市で15団体、ひたちなか市で8団体、常陸太田市で2団体、常陸大宮市で1団体、東海村及び城里町では実施団体はない状況です。また、那珂市内においては3団体が実施しています。なお、子ども食堂の実施主体としては、NPO法人や社会福祉法人といった団体が運営していることが多いようです。

質問	【こども発達相談センター】に関して こども発達相談センターの認知度、またセンターを利用しているかたの人数を教えてください。
回答 (こども課)	こども発達相談センターの来所相談、療育指導教室は小学校就学前の発達が気になるお子さんとその保護者、幼稚園・保育所等の職員を対象としています。 こどもの保護者に向けては、毎月市で行っている1歳6か月検診及び3歳児検診にセンター職員が同行し、パンフレットを配布するとともに発達が気になるお子さんについては直接声かけを行い、相談や教室の利用を勧めています。 また、市内幼稚園及び保育所には毎月巡回訪問を行い、在園児の様子を確認するとともに、施設において保護者や先生との相談を随時実施しています。 その他には、幼稚園・保育所の職員を対象とした研修会を毎年開催したり、PTA等の会合でこども発達相談センターの事業紹介を行ったりしています。 以上のことから、市内のこどもに関する施設や未就学児を持つ保護者のかたには、センターの存在は認識されていると思われます。 こども発達相談センターのここ3年間の教室・相談利用実人数は令和元年度が243人、令和2年度が257人、令和3年度が268人と増加傾向となっています。

質問と回答

質問	子どもの数が増加しないというのは、出生率の減少が関係しているということは理解できます。子どもの数を増やすためにも子育て世代の移住定住を促進する施策展開を図る必要があるとご説明の中でございましたが、那珂市ではどのような施策を行っていく予定ですか。 テレビで放送されていた兵庫県の明石市について参考になる点がございました。 中核市である兵庫県の明石市（人口およそ30万人）は9年連続で人口が増加しているそうです。その理由というのが、人口の増加による街の活性化、活性化に伴い、財源の増加、財源が増加にすることにより、さらに新たな施策の実施、住民の安心感が高まり、人口増加につながる「好循環」が継続しているそうです。
回答 (こども課)	こども課の業務で言えば子育て支援に限定されてしまいますが、那珂市に移住を促すには、子育て支援だけでは足りず、就労、医療、住居など多方面で施策を進めていかなければならないと思います。 那珂市では政策企画課が主体となり、那珂市に移住・定住を促進するための「移住ガイドブック」を作成しております。 まず、人口が増加しなければ街は活性化しません。区域指定制度（建築条件の緩和）、住宅建築の際の助成制度等を活用することで、住宅建築の後押しを行っておりますが、非正規雇用で就労するかたが多い中、子どもを安心して産み育てるためには、将来を見通すための安定した雇用が必要であり、一時的な金銭の支給だけに終わらない施策が必要かと思えます。

意見 (市長)	那珂市はこの５年間、人口はお陰様で微減という状況でした。県北地域で大幅な人口減少となっている自治体もある中、健闘している状況です。統計を取りますと、那珂市に転入しマイホームを建築しているかたもいらっしゃいます。転入者での人口増だけでなく、自然増となることが一番望まれることであり財政的に、仕組み的に、課題を解決していかなければなりません。晩婚化というの大きな課題も出てきております。生涯子どもを生み育てるかたの人数が減少しております。そのような対策から市内の中学生にはライフプランについての勉強を実施してもらっています。有識者のかたにも参加いただき、中学生の子どもたちに人生設計について考えてもらう、教育の現場からも少子化・晩婚化の課題の対策になるような授業を行っています。この他にも各課で様々な（人口の増加・少子化対策につながる）事業を行っています。
質問	事前質問１ページの【成果指標 Ａ安心して子どもを育てられると感じている市民の割合】の対象者について、「安心して子どもを産み育てられると感じている」「どちらかといえば育てられると感じている」１６５名から回答があったと記載があるのですが、４２．４％ということは、７０人しか回答がなかったのでしょうか。
回答 (行財政改革推進室)	２，０００名に送付しておりますが、「安心して子どもを産み育てられると感じている」「どちらかといえば育てられていると感じている」と回答したかたは７０人です。 ご質問の対象となっているのが、１８歳以上の２，０００名の市民を対象として無作為抽出で実施している市民アンケートというものであり、回答者のうち子育て世代のみのご意見を集計すると母数は少なくなってしまうのですが、より細やかな子育て世代の調査を実施する際は、子育て世代のみを対象にした別のアンケート（検診の際に実施のアンケート）を活用しております。
質問	子育て世代の転入の関連の質問としてお聞きします。住宅を新築する場合に建築条件が緩和される区域指定制度というのがありますが、市街化調整区域でも対象となるのでしょうか。
回答 (都市計画課) ※後日回答	区域指定制度は、既存集落の維持のため市街化調整区域における基準を緩和し、出身者等の人に関する要件に問われることなく、住宅等の建築を目的とした開発許可を受けることができる制度です。 人口が減少している一定規模以上の既存集落で、新たな公共投資を要しない地区が対象となっており、那珂市では１３地区を指定しております。 （他の委員のかたからもご回答いただきました。）
質問	児童館の建設予定はないとのことですが、茨城県内にどのくらいあるのでしょうか。茨城県内ですと水戸より南にはあるようですが、北にはないのでしょうか。那珂市では建設する必要性がないと判断したのでしょうか。
回答 (こども課)	児童館は水戸以北ですと日立市にはあったようですが、現在は無いように思われます。（確認しましたところ、他の委員かたの発言からでもございましたが常陸太田市に「じょうづるはうす」という児童館がございます。）県内の児童館数は把握しておりません。 小学生が放課後過ごせる場所としては那珂市内に９か所ございます、学童保育所を利用してもらうことになるかと思えます。しかし学童保育所については両親の就労等の条件がございますので、そのような利用条件のない児童館が建設できれば、良いのかもしれません。建築費用、施設管理等の課題もあり那珂市では現在児童館を建設する予定というのはありません。

質問	子どもを安心して育てられる環境として、もし児童館のような施設があればよいのではと思います。（不登校児童の居場所づくりも含め） 学童保育のお話がでしたが、放課後児童クラブという施設の違いを教えてください。
回答 (こども課)	放課後児童クラブが、一般的に学童保育と呼ばれており、同じものです。
質問	子どもは週末や夜間に発熱など体調を崩すことが多く子育て世代の心配な点だと思います。厚木市では医療相談を24時間体制で実施し、近隣の医療機関との連携を図っているそうです。（あつぎ健康相談ダイヤル24） 那珂市でも同様な体制をとって、近隣の医療機関との連携を取っていただければと思います。
回答 (健康推進課)	夜間対応できるような医療体制については那珂市単独では困難かと思えます。現状でも夜間での子どもの発熱を心配するご意見はいただいております。水戸市、ひたちなか市で実施している休日や夜間の緊急診療について周知はしておりますが、今後も一層周知が必要かと考えております。 医療機関に受診させたほうが良いのか、様子を見たほうが良いのか判断に迷うようなときは（いばらき医療機関情報ネットでの）電話相談を利用させていただくことで、どの様にしたら良いか判断ができることもありますので、市民のかたに周知していきたいと考えております。
質問	学童保育所は現在何か所ありますか。
回答 (こども課)	公立の学童保育所が9か所、民間の学童保育所が6か所あります。

意 見

1 点目は妊産婦支援の充実についてです。施策の目標達成のための基本事業の妊産婦の充実にも記載されています、①不妊治療費用の助成について、若い世代でも妊娠しづらい体質のかたが多くなっているということもあり、そのようなかたのためにも那珂市の取り組みは素晴らしいと考えております。

若い世代の方々の中にはこのような助成制度があることを知らないかたもいらっしゃると思いますので、十分に告知を行っていただければと思います。また産後ケアの助成についても記載されていることは素晴らしいと思います。親族のかたの協力が得られない、また育児に心配な点があるかたに対しての行政の対応が必要なケースが大変増えてきております。今後も充実を図っていただければと思います。

2 点目は先ほどお話にてた児童館のような子どもが利用できる施設についてです。（事務局：常陸太田市の児童館については別途記載しました。）道の駅の関係者会議にも出席しておりまして、子どもが利用できる施設も盛り込めないかと考えております。子育て支援についてはこども課だけの問題ではなく、市全体で考えていく必要があるため他の課（関係機関）との連携が必要になるかと思えます。子どもが過ごせる居場所づくりについては専門学校生とお話する機会があり様々な意見がでましたので、そのような意見も参考にしたいと考えております。

那珂市の市立図書館について、年配の利用者が多く土日や夏休み等の長期休暇期間に学生が利用できないとお聞きしています。せめて夏休み等の長期期間だけでも児童・学生が優先的に利用できるように対策をしてほしいです。

待機児童がないとのことですが、子育て世代のかたが住宅を建築する地区や就労先を踏まえて先を見据えた保育所の定員を確保していただければと思います。

施策基本事業をしっかりと取り組み、継続して目標を達成していただきたいです。

子どもの養育が安心して進められるように積極的な支援をお願い致します。また、結婚相談所開設等の結婚相談支援もお願いします。

保育園の待機児童が0人なのはありがたいです。

那珂市の人口の推移については妥当かと思われます。企業城下町である日立市の人口は以前は約22万人（旧十王町を含む）でしたが現在は16万人台であり、那珂市は頑張っていると思います。那珂市は水戸市、ひたちなか市、日立市のベッドタウンとなっているためかと思えます。

安心して子どもを産み育てられると感じている市民の割合が3年連続で減少しています。中学生までの子どもの人数は、6,000人以上とされるので、なるべく多くの市民から回答を得られる方法を取られたほうが良いと思います。（事務局：一部ご意見をご紹介した際に、子ども・子育て支援事業計画策定の際のニーズ調査についてご説明させていただきました。）

安心される方を増やすためには、安心されていないかたの意見に耳を傾け対応を検討されたほうが良いと思います。

病児保育について、共働き家庭が増加している中で、子どもが病気になると夫婦のどちらかが急に仕事を休まなければならないので、費用面も含めて利用しやすくされたほうが良いと思います。

那珂市は子育てに対する支援、保護者に対する支援が手厚く良い環境であると思います。予算的に課題もあるかと思いますが、継続してほしいと思います。子育てしやすい、地価も安い、家を建築しやすい、インフラが整備されている等を通して乳幼児・子どもが増加することを望みます。

私が水戸市在住の時に子育てをしていた時は、夜間診療や休日当番医の情報はすぐに目に留まるところに置いておきました。子どもの体調の急変など慌ててしまう際に、すぐに医療機関の情報が入ることは大切なことかと思えます。

令和4年度 行政活動外部評価（結果）

外部評価実施日：令和4年10月5日

外部評価対象施策	
施策名称	第4章 施策2 未来を担う青少年の健全育成を図る
施策の主管課	生涯学習課
関係課	学校教育課

点数評価の集計				
委員	評価項目			合計点数
	①指標設定の妥当性	②内部評価の妥当性	③課題認識、取組方向の妥当性	
委員1	4	3	3	10
委員2	3	3	3	9
委員3	4	3	4	11
委員4	4	4	4	12
委員5	4	3	3	10
委員6	4	3	3	10
委員7	4	4	3	11
委員8	2	3	3	8
委員9	3	3	4	10
委員10	3	3	3	9
合 計	35	32	33	100
平 均	3.5	3.2	3.3	10.0
委員11（欠席）	-	-	-	10.0
委員12（欠席）	-	-	-	10.0
合計(欠席委員)	-	-	-	20.0

外部評価結果は以下のとおり

点数評価(合計)	外部評価結果
120点	B 概ね適正な評価が行われている

評価の決定方法

- ・委員全員の合計点数により、以下の表の区分から外部評価結果を決定する。
- ・合計は144点満点[(3項目×4点)×全委員(12人)]
- ・欠席の委員がいる場合は、出席委員の合計点数の平均点を欠席委員の合計点数とする。

点数割合(合計点数)	外部評価結果
85%以上(123～144点)	A 適切な評価が行われている
75%以上85%未満(108～122点)	B 概ね適正な評価が行われている
50%以上75%未満(72～107点)	C 一部適切な評価が行われていない
50%未満(36～71点)	D 適正な評価が行われていない

事前質問と回答

質問	【1 施策の目標と指標】－【④成果指標】 【2 指標等の推移】－【成果指標 B 家庭教育学級】に関して 那珂市内で家庭教育学級を設けている小・中学校はありますか。また設けている場合、PTAが主催者となって活動しているのですか。
回答 (生涯学習課)	菅谷保育所、ひまわり幼稚園、市内全ての小・中学校において家庭教育学級を設けております。また、主催者は各学級の家庭教育学級長であり、家庭教育学級長は、PTAからの選出となりますが、PTAが主催者ということではありません。

質問	【1 施策の目標と指標】－【④成果指標】 【2 指標等の推移】－【成果指標 B 家庭教育学級】に関して 那珂市において実際に行われた家庭教育学級の活動例を教えてください。
回答 (生涯学習課)	インターネット社会における情報モラル教室、災害対策についての学習会、熱中症予防セミナー、助産師が行ういのちの教育など、外部講師を迎えて講習会を開催したほか、親子のコミュニケーションを深めるための親子レクリエーションや親子制作活動、保護者同士の繋がりを目的にヨガ体験やハーバリウム制作などが行われました。また、市教育委員会が主催の合同学習会においては、大学の先生やフリーアナウンサーを講師に迎えて年3回学習会を開催しております。

質問	【1 施策の目標と指標】－【④成果指標】 【2 指標等の推移】－【成果指標 A 子ども会加入率】に関して 子ども会への加入率が減少傾向にあります。親が子ども会に魅力を感じていない、役員になりたくない、負担が大きい等の要因が考えられますが、今後の解決策はありますか。
回答 (生涯学習課)	各子ども会規定の役員要件が「小学生の子を持つ親」等に限定されている場合は、地域の育成者等が担えるよう、役員の範囲を広げる環境を整えるため、各子ども会へ子ども会規定の見直しの提案を検討しております。 また、異年齢の交流にはある程度まとまった人数が必要なことから、会員減少により休止を検討する子ども会へは、他子ども会と合併した事例を紹介するなど、活動の場を引き続き確保できるよう努めてまいります。

質問	【2 指標等の推移】－【対象指標 B 人口】に関して 見込み値が実績値より低いのはなぜですか。
回答 (行財政改革推進室)	実績値は、各年4月1日現在の那珂市の常住人口の実績値であり、見込み値は平成30年3月に策定した第2次総合計画の人口推計（常住人口）であるため、相違があります。

質問	【3 施策の特性・状況変化・住民意見等】－【①この施策の役割分担をどう考えるか】に関して 青少年相談員の活動内容の見直しを図る時期かと思われます。保護者や子ども（青少年）、地域のまちづくり委員会等と連携協力をするなどの積極的な関わり合いが必要ではないかと思われます。
回答 (生涯学習課)	青少年にとって健全な環境をつくるため、いただいたご意見のとおり、保護者・子ども・学校・地域の関わり合いが重要と考えます。各まちづくり委員会や関係機関との連携協力のもと、今後も推進してまいります。

質問	【4施策の成果水準とその背景】－【(2)近隣他市との比較】に関して ひたちなか市の記載がないのはなぜですか。
回答 (生涯学習課)	記載が漏れていました。今後は、漏れのないように注意いたします。 ひたちなか市の子ども会加入率 R 3 (65.9%) R 2 (70.5%) R 1 (72.6%) ※施策評価シートにも記載

質問	【5施策の現状と課題】－【①施策の現状】に関して 高校生会について、令和3年度は19人での活動とのことですが、令和4年度は現在何人で活動していますか。
回答 (生涯学習課)	令和4年度は現在14人で活動しています。

質問	【7施策の目標達成のための基本事業】－【健全の推進】に関して 学びや体験の機会を提供するということで、ふるさと教室4回シリーズの初回にひまわりスポーツクラブがニュースポーツ体験をお手伝いしています。毎年1回ですが、せめて2回くらいに回数を増やして開催することはできないでしょうか。
回答 (生涯学習課)	ふるさと教室は、自然や歴史について学ぶ様々な体験活動を通して、社会性を養い、ふるさとを愛する活力ある青少年を育成することを目的に実施しております。様々なプログラムを体験していただくため、1教室4回のプログラム構成で、同じ教室において同様のプログラムを複数回実施することは難しいと考えます。ふるさと教室は5・6年生を対象としていますが、3・4年生対象のなかっこ・キッズクラブ、1・2年生とその保護者対象ののびのび親子教室がありますので、各教室のプログラムを作成する際にニュースポーツ体験等、検討いたします。

質問と回答

質問	「4施策の成果水準とその背景」(2)近隣他市との比較について、近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準であるとしてあり、近隣市町村との比較が記載されておりますが、那珂市よりも高い水準であるひたちなか市の記載が無いのは単なる漏れによるもののでしょうか。
回答 (生涯学習課)	担当職員に確認しましたところ、単純に漏れてしまったとのことでした。ひたちなか市を仮にこの一覧に記載したとしても、近隣市町村の中では2番目に高い水準でありますので、評価は適正であるのではと考えております。

質問	ひたちなか市が近隣市町村と比較して、子ども会加入率が高いというのは、何か理由があるのでしょうか。
回答 (生涯学習課)	ひたちなか市の青少年課に確認しましたところ、小学校によってではありますが、登校の際の登校班に入る条件として子ども会への加入を義務づけている地域があるそうです。 東石川小学校以外の小学校では通学班の班編成を子ども会が決定しているということです。登校班に入る条件として子ども会への加入を義務付けている地域がどのくらいあるかはひたちなか市の青少年課では把握しておりませんが、単位子ども会の行事が年に1回から2回程度であり、保護者からは子ども会活動についてあまり負担を感じないと意見をいただいているそうです。 以上の2点がひたちなか市の子ども会の加入率が高い理由ではないかと、考えているそうです。

質問	那珂市の中でも子ども会の加入率の高い地区、また低い地区というのはあるのでしょうか。
回答 (生涯学習課)	地区によって加入率が高い、低いがございます。令和4年度ですと、五台地区、額田地区は高く70%を超えています。その次ですと木崎地区でおよそ50%、その他の地域ですと、加入率が低い状況になっています。
質問	子ども会の加入率の低下の背景には少子化という問題があるのではないかと 思うのですが、地域によっては加入人数の少なさから子ども会の解散というこ とにもなることから相関関係があるのでしょうか。
回答 (生涯学習課)	正確な情報としては掴んではおりませんが、子ども会の加入率の低下と少子 化は相関関係はあるのではないかと推察しております。子ども会の加入人数が 少ないということは、役員が頻繁に回ってきてしまうということにも繋がり、 そういった理由からも少子化が子ども会の加入率に影響してくるといえます。
質問	4ページの4施策の成果水準とその背景、(2)近隣他市との比較につい て、城里町は令和2年度、3年度と子ども会の加入率が10%とかなり低い水 準ですが、その原因がスポーツ少年団への加入者かなり増えてるからとお聞き したことがあります。那珂市でも同じような傾向はありますか。
回答 (生涯学習課)	那珂市内でも同様の傾向にあるようです。子ども会とスポーツ少年団のどち らにも加入しているお子さんも多いようですが、行事が重なるとスポーツ少年 団の(試合等)行事を優先するケースが多いようです。
質問	令和3年度の市内の小学生の数が2,589人ですが、ふるさと教室への参 加児童は60~70人くらいということもあり、市内の小学生の1割にも満た ない状況です。そのような状況下から少しでも参加者を増やしていただきたく、 事前質問で年に2回の実施はできないかをお聞きしました。いかがでしょ うか。
回答 (生涯学習課)	ふるさと教室ですが、年度で4回実施をしますが、毎回同じ会員が様々な体 験を行えるような事業となっています。それを年度内にさらにもう1回(4回 の体験)増やすのは難しいと考えております。また、新型コロナウイルスが流 行してからはバスでの移動があり感染防止の観点から、従来の人数の半分の募 集数としており、多くの小学生に参加していただくことが難しい状況になって おります。
質問	自治会に加入していて、子ども会に加入しているという家庭が年々少なく なっています。各自治会で子ども会はどれくらい存続していますか。
回答 (生涯学習課)	自治会単独の子ども会数の把握が難しいため、令和4年度現在の市内の子ど も会数でお答えします。神崎地区3、額田地区1、菅谷地区5、五台地区1 2、芳野地区1、木崎地区4、瓜連地区6の計32子ども会です。額田地区は 令和元年度に全ての額田の子ども会が合併、芳野地区は、芳野小学校と戸多小 学校の統合後子ども会が合併して1子ども会となっています。

意 見

子ども会の加入率について、額田地区は先ほどのご説明でもあったとおり、地域のつながりが強い地区であるということから、加入率は高いといえます。（強制的な雰囲気もありますが）加入してみれば、学びの場であったり、コミュニケーションの場であったりと良い面もあると感じています。

今後のことを考えますと、ひたちなか市のような方法とはいかないまでも、加入率を高くするために家庭教育も含めて親が地域のつながりの大切さを子どもに伝えていかななくてはいけないのではないかと思います。

新たに那珂市の住民となられたかたには、自治会の班に加入するように強く勧めていただきたいです。

菅谷は転入者が多いのですが、自治会の班に加入していないかたも多く、そのようなかたはお子さんを子ども会に加入させることもないのですが、お子さんがお祭りで太鼓を叩きたいと希望しても子ども会に加入していないと参加できないというようなことがありました。

自治会（班）と子ども会加入を同時に推進できたら加入率の向上にもつながるのではないかと思います。

私の住む地区の子ども会の活動は新型コロナウイルスが流行するまでは順調でした。しかし新型コロナウイルスが流行しだすと行事を行う事ができず、活動ができなければ新規で加入してくれるお子さんがいないから、加入者がおらず、また会長を引き受けてくれる保護者もいなくなり、現在休眠状態となりました。地区は菅谷の一の関で転入者は多く、自治会の班に加入してくださるかたは多いものの、子ども会は活動していないために勧めることができません。

1 番の原因は親の負担かと思います。父親は仕事中心となれば母親が子ども会活動に協力することになりますが、教育に費用が掛かるため、共働きの家庭が増加し、両親共に子ども会の活動に参加できないようなご家庭が多いのかと思います。

子ども会活動ついてですが、解散・休眠状態への働きかけも定期的に行っていただかないと、再開は困難になりますし、加入率は減少する一方になってしまうと思います。

他の委員からのお話がありましたニュースポーツですが、各まちづくり委員会で盛んに取り組みがされており、菅谷のまちづくり委員会でも始まったところです。五台地区の活動を拝見させていただいたのですが高齢者だけでなくお孫さんも参加されるなど活発に実施されており、ニュースポーツを通して3世代交流を図ることで、地域の活性化につながるのではないかと思います。お知らせなどは学校を通してとなってしまうますが、チラシをご覧になった際にはご協力をお願い致します。

精神的に伸び盛りの高校生が高校生会を通して、大きく成長できたケースがありました。大学勤務の際、ゼミの卒業生が110名程いるのですが、指示を待つだけではなく、自ら提案し自ら学ぶ姿勢が見られる学生の多くは、高校生会で学んだとのことで、当時高校生会に良い印象を持ちました。

コロナ渦の中で今まで同様の子ども会運営では困難な問題があります。今後を見据えて検討する必要もあるかと思います。

概ね良くまとめられていると思います。課題の解決に向け実践していただきますようお願い致します。

青少年相談員として10数年活動させていただき、その間の心配事についての相談が5件ございました。教員をしていましたので、相談し易かったのだと思います。他の相談員と比較すると多かったようです。相談員、まちづくり委員会、学校等が連携し合い、青少年が楽しめるイベントを行う等、相談員と青少年との距離が近づく施策を期待します。

子ども会への加入率が低下している要因はいくつかあるかと思いますが、親も子も加入することに魅力を感じれば加入率は上がると思います。子ども会の目的や、加入するメリット等をもっと発信されてはいかがでしょうか。

子ども会の会長を選出する際に補助金から、役員に手当等を支給できないでしょうか。

子ども会の加入率の低下は、共働き家庭の増加で止むを得ない感もあります。地域が青少年を育成する意味では、スポーツ少年団も子ども会も同じような組織であると思うので合せての加入率と考えるのも良いのではないかとと思います。

子ども会に限らず、地域が学校の手伝い等（読み聞かせ、楽器の指導等）で地域全体で育てていくという体制ができれば良いのではないかとと思います。コミュニティスクールの普及もその1つではと思います。

個人的には家庭教育学級の講演なども子育ての参考になりました。

子ども会の加入率について、どちらかといえば高い水準とのことですが、那珂市と比較してかなり高い水準であるひたちなか市の記載がありませんでした。近隣の市町村の記載に漏れないかを確認し、意図的に記載しなかったと思われないような配慮が必要かと思っています。

すべてにおいて必要である取り組みを進められていると思います。子ども会の加入促進について更に取り組んでいただけたらと思います。

【参考資料】

○那珂市行財政改革懇談会設置要綱

平成7年6月1日

訓令第8号

改正 平成13年10月29日訓令第19号

平成16年12月24日訓令第34号

平成20年4月21日訓令第13号

平成21年4月30日訓令第12号

平成26年3月28日訓令第4号

令和2年3月27日訓令第4号

那珂町行政改革懇談会設置要綱（昭和60年那珂町訓令第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、那珂市行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革の推進について、市長の諮問に応じて行う重要事項の審議に関すること。
- （2） 行財政改革大綱の推進について、行財政改革推進本部に対して行う必要な助言に関すること。
- （3） 市が行う行政活動の外部評価に関すること。

（組織）

第3条 懇談会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、住民の代表者等から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、総務部総務課行財政改革推進室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第19号）

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第34号）

この要綱は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成20年訓令第13号）

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の那珂市行政改革懇談会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成26年訓令第4号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

○那珂市行財政改革懇談会名簿

役 職	氏 名	区 分
会長	井上 繁	学識経験者
副会長	浅川 清司	商工会関係団体
委員	平野 道代	市民自治組織関係
委員	石崎 甲一	農業関係団体
委員	君嶋 寿男	教育関係団体
委員	高畑 淳	保健福祉関係団体
委員	堀江 幸子	女性団体
委員	中山 祥二	保健福祉団体
委員	根本 義光	教育関係団体
委員	荒川 誠	銀行関係
委員	庄司 元次郎	一般公募
委員	八木 和子	一般公募

○外部評価スケジュール

日 程	場 所	概 要
第1回 令和4年8月2日	市役所5階 502～504会議室	外部評価の対象施策選定
第2回 令和4年10月5日	中央公民館 2階 講座室	行政活動外部評価の対象施策 「未来を担う青少年の健全育 成を図る」
第3回 令和4年10月17日	市役所5階 502～504会議室	行政活動外部評価の対象施策 「安心して子どもを産み育て られる環境を整える」

令和	3	年度	施策評価シート				作成日	令和	4	年	月	日
第2次那珂市総合計画前期基本計画（計画期間：H30～R4）の施策体系に基づき評価を行っています												
総合計画体系	政策No.		政策名	政策の名称				施策主管課	施策を主として担当する部署名			
	施策No.		施策名	施策の名称を記入しています。				施策主管課長名	主管課の課長名			
関連個別計画	施策を推進する個別計画の名称と計画期間を記入しています							関係課名	施策に関係する部署名			

1 施策の目的と指標

① 対象（誰、何を対象としているのか）*人や自然資源等

その施策が対象としているもの（人や物）を記入しています。

③ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

名 称	単位	名 称	単位

対象を把握するために指標を設定し記入しています。

② 意図（この施策によって対象をどう変えるのか）

市が施策を実行することによって、対象にどのような変化を意図しているか記入しています。

④ 成果指標（意図の達成度を表す指標）

*: 総合計画の目標指標

名 称	単位	名 称	単位

対象の変化の具合、成果が分かるような指標を設定し記入しています。

⑤ 成果指標設定の考え方（成果指標設定の理由）

設定した指標について、なぜその指標を使うことにしたのか、理由を記入しています。

⑥ 成果指標の測定企画（実際にどのように実績値を把握するか）

成果指標を測定するための、具体的な方法を記入しています。

2 指標等の推移

指標名	名称	単位	数値区分	第1次 後期		第2次 総合計画 前期基本計画期間						第2次 後期	
				29年度（実績）	30年度（実績）	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度（実績）	4年度（目標）	5年度（目標）	6年度（目標）		
対象指標	A		見込み値										
	B	施策の対象となるものの指標の推移を把握し、将来の数値について見込み値を記入しています。											
	C		実績値										
	D		見込み値										
成果指標	A		実績値										
	B		目標値										
	C	設定した成果指標について、過去の数値の推移を把握します。また未来については、施策を実施した場合の目標の数値である「目標値」を設定し記入しています。											
	D	※「目標値」： 施策を実施した場合に目標とする数値											
	E	※「実績値」： 過去の成果指標の数値											
	F		目標値										
			実績値										

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか（協働による住民と行政の役割分担）

ア) 住民（事業所、地域、団体）の役割（住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと）

施策を実行するに当たって、役割分担をどのように想定しているか記入しています。この欄には、住民ができることや、行政と協働でやるべきことを記入しています。

イ) 行政の役割（市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと）

施策の役割分担として行政が行うべきことを記入しています。

② この施策に対して住民（対象者、納税者、関係者）、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

施策に対する対象者や関係者などの意見や要望を記入しています。

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(平成29年度との比較) ☐ 成果がかなり向上した。 ☐ 成果が ☐ 成果は ☐ 成果が ☐ 成果がかなり低下した。	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較) ☐ 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 ☐ 近隣他 ☐ 近隣他 ☐ 近隣他 ☐ 近隣他市と比べてかなり低い水準である。
* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)	* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)
上記の欄の評価をする背景として考えられる要因や理由について記入しています。	

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

指標の推移を踏まえて、施策の現状について把握します。総合計画の目標にどれくらい迫っているのか、施策の目標に対する進捗状況を記入し、また、要因として考えられる事を分析・記入しています。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)

施策について、どのような課題を解決していかなければならないか記入しています。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

目標として設定した成果指標の選定理由及び水準の根拠や前提条件、並びに方針を記入しています。

※総合計画基本計画で設定された成果指標 : 計画期間中は変更なし
※それ以外に設定した成果指標 : 必要に応じて適宜変更あり

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
施策の目標を達成するための基本事業とその取り組み方針、具体の主な事務事業を記入しています。		

令和 3 年度		施策評価シート		作成日 令和 4 年 7 月 15 日 更新日 令和 4 年 7 月 15 日		No.1	
総合計画 体系	政策No.	3	政策名	やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり	施策主管課	こども課	
	施策No.	1	施策名	安心して子どもを産み育てられる環境を整える	施策主管 課長名	加藤 裕一	
関連個別計画				第2期市子ども・子育て支援事業計画(R2年度～R6年度)		関係課名	政策企画課、健康推進課、学校教育課

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象としているのか) * 人や自然資源等

子育て世帯

A

5歳までの未就学児童数
※4月1日現在(住基人口)

人

B

6歳から11歳までの児童数
※4月1日現在(住基人口)

人

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称

単 位

名 称

単 位

C

12歳から17歳までの児童数
※4月1日現在(住基人口)

人

D

市民(住基人口⇒H30～常住人口)

人

・ 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)

④ 成果指標(意図の達成度を表す指標)

名 称

単 位

名 称

単 位

A

安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合*

%

B

年間出生数*

人

C

地域子育て支援センター利用者数*

人

D

保育所等利用待機児童数(4月1日現在)

人

⑤ 成果指標設定の考え方
(成果指標設定の理由)

A: 子育て支援に対する満足度

B: 少子化の進行状況

C: 少子化・核家族化により、相談相手や遊び相手がいないことによる子育ての不安や負担の解消を図ることを目的とした事業による実績と成果

D: 保育所等の利用希望に対する対応状況

⑥ 成果指標の測定企画
(実際にどのように実績値を把握するか)

A: 市民アンケートで中学生までの子どもを育てている者に聞いた結果、「安心して子どもを育てられていると感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した市民の割合。

B: 出生により住民票に記載された者の数

C: 地域子育て支援センター「つぼみ」「すくすく〜」「ちいろば」の延べ利用者数の合計

D: 国の基準で算出した待機児童数

2 指標等の推移

第1次 後期

第2次 総合計画 前期基本計画期間

第2次 後期

指標名	名称	単位	数値区分	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	5年度 (目標)	6年度 (目標)
対象指標	A 5歳までの未就学児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	2,444	2,437	2,350	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	B 6歳から11歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	2,782	2,789	2,750	2,700	2,600	2,500	2,500	2,500
	C 12歳から17歳までの児童数 ※4月1日現在(住基人口)	人	見込み値 実績値	3,179	3,075	3,100	3,000	2,900	2,800	2,800	2,800
	D 市民(住基人口⇒H30～常住人口)	人	見込み値 実績値	55,100	53,500	53,300	53,000	52,800	52,500	52,900	52,600
成果指標	A 安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合*	%	目標値 実績値	60.0 47.3	50.0 63.9	52.5 48.9	55.0 47.6	57.5 42.4	60.0	62.5	65.0
	B 年間出生数*	人	目標値 実績値	391	363	340	340	340	340	340	340
	C 地域子育て支援センター利用者数*	人	目標値 実績値	21,651	22,309	24,780	25,000	25,500	26,000	26,500	26,500
	D 保育所等利用待機児童数(4月1日現在)	人	目標値 実績値	6	27	0	0	0	0	0	0
	E		目標値 実績値								
	F		目標値 実績値								

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)

ア) 住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)

・事業所は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることのできる職場環境づくりに努める。

・地域住民は、地域社会全体で子育て支援のできる環境づくりに努める。

イ) 行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)

・市は、地域社会全体で子育て支援ができる環境の整備に努めるとともに、民間事業者との連携と支援を図りながら、保育環境の向上を図る。

・国、県は子育て家庭の経済的負担の軽減のため、医療福祉費制度(マル福)や児童手当制度等助成制度の充実を図る。

・市は、子育て家庭の経済的負担軽減のため、国、県の助成制度に上乗せして支援を行う。

② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか

・待機児童解消の施策を早急に実施していくべきである。

・子育て支援サービス(おむつ購入費等)に対する助成金を増やしてほしい。

・公立幼稚園において3年保育を実施してほしい。

・近くに子どもが遊べる遊具がある公園や児童館のような場所がほしい。

- 21 -

4 施策の成果水準とその背景

(1) 時系列比較(平成29年度との比較)	(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)
☐ 成果がかなり向上した。 ☐ 成果がどちらかといえば向上した。 ☐ 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態) ☒ 成果がどちらかと言えば低下した。 ☐ 成果がかなり低下した。	☐ 近隣他市と比べてかなり高い水準である。 ☐ 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。 ☒ 近隣他市と比べてほぼ同水準である。 ☐ 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。 ☐ 近隣他市と比べてかなり低い水準である。
* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など) ・H29年度は皆学学童保育所にプレハブによる仮設舎を設置した。令和3年度時点では、民間学童保育所の数も増えている。 ・地域子育て支援センター「つばみ」は、平成28年度より土曜日開所を実施したが、令和3年度はコロナ禍の影響で、利用人数も制限しており、大幅減となっている。 ・令和2年度に子ども包括支援センターを設置した。 ・出生数はH29は391人で、令和3年は305人で減少している。	* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など) 令和4年1月1日現在の常住人口調査及び自然増減数で、0～14歳の総人口(年齢不詳除く)に占める割合について、近隣市町村では、1位東海村(5,257人/37,862人,14.03%),2位水戸市(33,093人/270,349人,12.60%),3位ひたちなか市(19,119人/155,475人,12.56%),4位那珂市(6,169人/53,296人,11.64%),5位日立市(16,758人/171,223人,9.94%),6位常陸大宮市(3,514人/38,546人,9.26%),7位常陸太田市(4,125人/47,454人,8.71%),8位城里町(1,490人/17,727人,8.63%)と中位である。

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等) ・子どもを産み育てたいと望み不妊治療を行う夫婦に対し、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めている。 ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期に関する相談を受け、不安を抱える対象については必要時支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援を行っている。 ・妊産婦の健康管理に必要な健康診査を適切に受診できるよう費用助成を行っている。 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じている。 ・小児マル福制度については、所得制限を撤廃して高校生世代の外来受診までを対象としている。 ・令和3年度は、待機児童はいない。 ・すべての学童保育所において、小学6年生までの受け入れをしている。
② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか) ・子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して子どもを産めるように、支援制度の充実を図ることが必要。 ・保護者のニーズに対応した利用しやすい保育サービスを提供することが求められている。 ・保育所にすべての希望者が入所できる状態にはなっておらず、保育士の確保や施設や環境の充実を図っていく必要がある。 ・子ども・子育てに関する包括的支援体制の構築を検討する必要がある。 ・少子化や核家族化により地域のつながりが希薄になる中、孤立や育児不安の解消など、時代の変化に応じた支援が必要。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

A: 安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合は、施策の更なる実施などを考慮し、目標値(R4)は、市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値(H28～H31年度の平均50%)から10ポイント増の60%、年2.1ポイント増を見込み中間目標値(R2)は55%に設定した。 B: 年間出生数は、平成26年以降減少傾向だが施策の推進により現状維持(H28:343人)を目指し、中間目標値(R2)及び目標値(R4)は340人に設定した。 C: 地域子育て支援センターの利用者数は大きく減少したが、更なる利用促進を図り、中間目標値(R2)は25,000人、目標値(R4)は26,000人に設定した。 D: 保育所等利用待機児童数は、待機児童ゼロを目指し目標値としている。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
妊産婦支援の充実	①不妊治療費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図る。 ②妊婦健診の重要性を周知して受診を促し、安心して出産ができるよう支援する。 ③産婦健康診査・産後ケア費用を助成し、産科医等と連携を図り産後の早期支援に繋げる。	不妊治療費助成事業 妊産婦健康診査事業 医療福祉扶助事業
子育てと就労の両立支援	①利用者ニーズに合わせた保育施設などの拡充・整備に努める。 ②就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、国や県、企業等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努める。 ③就労する保護者支援として学童保育所での安心・安全な保育を実施し、児童の健全育成を図る。 ④保護者のニーズに合わせ、幼稚園で預かり保育を実施する。 ⑤ひとり親家庭の父親、母親に対して就労支援を行い、生活の安定と自立を促す。	民間保育所等児童入所事業 民間保育所等支援事業 市立保育所管理運営事業 学童保育事業 預かり保育事業 母子・父子自立支援事業
子育て支援体制の充実	①親子同士のふれあいや子育てに関する情報交換、育児不安の相談の場として地域子育て支援センターの事業を充実し、利用促進を図る。 ②子どもが発熱等の急病になった場合に、子どもを預けられる病児・病後児保育を行う。 ③集団での保育が可能な障がい児の保育を実施する。 ④こども発達相談センターを効果的に活用し、心身の発達に遅れ又はその疑いのある子どもの相談、療育体制の充実を図る。 ⑤会員互助制度であるファミリーサポートセンターの活動を通して、子育て家庭の家事育児を支援する。 ⑥児童虐待や家族関係、養育に関する悩み等の相談に応じ、関係機関と連携し対応する。	地域子育て支援センター事業 病児保育補助事業 民間保育所等支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 こども発達相談センター運営事業 子育て短期支援事業 ファミリーサポートセンター事業 家庭児童相談事業 子育て世代包括支援センター事業
子育ての経済的負担の軽減	①対象児童に児童手当を支給し、高校生世代まで小児マル福の対象とする。 ②病気や事故により父親や母親を失った遺児などに対して学資金を支給する。 ③要保護・準要保護世帯に対して学用品や給食費などの一部を支給する。 ④2人以上の子を養育する多子世帯に対し、保育料の軽減を図る。 ⑤ひとり親家庭に対し、保育料算定にみなし寡婦制度を導入している。(R1～) ⑥児童扶養手当支給、各種貸付制度や給付の紹介等を通して、ひとり親家庭を支援する。	児童手当支給事業 遺児等学資金支給事業 医療福祉扶助事業 就学奨励事業 児童扶養手当支給事業 未熟児養育医療給付事業

総合 計画 体系	政策No.	4	政策名	未来を担う人と文化を育むまちづくり	施策主管課	生涯学習課
	施策No.	2	施策名	未来を担う青少年の健全育成を図る	施策主管 課長名	綿引 勝也
関連個別計画		市読書活動推進計画(H31～R5)			関係課名	学校教育課

1 施策の目的と指標							
① 対象(誰、何を対象としているのか)*人や自然資源等		③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)					
		名 称		単位	名 称		
		A 青少年の人数(市内の18歳未満の人数)		人	C		
		B 人口(H30以降は常住人口)		人	D		
② 意図(この施策によって対象をどう変えるのか)		④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) *:総合計画の目標指標					
		名 称		単位	名 称		
		A 子ども会加入率*		%	D		
		B 家庭教育学級参加者数*		人	E		
		C			F		
⑤ 成果指標 設定の考え方 (成果指標設定の理由)		青少年が心豊かに育つため、親と子の交流活動や地域との交流を通して社会性を身に付ける活動を推進している「子ども会の加入率」、また家庭教育力を向上させることを目的として開設している「家庭教育学級の参加者数」を成果指標として設定した。			⑥ 成果指標 の測定企画 (実際にどのように実績値を把握するか)		
					A:「子ども会加入率」及びB:「家庭教育学級参加者数」は生涯学習課のデータより把握する。		

2 指標等の推移				第1次 後期	第2次総合計画 前期基本計画期間					第2次 後期		
指標名		名称	単位	数値区分	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (目標)	5年度 (目標)	6年度 (目標)
対象 指標	A	青少年の人数(市内の18歳未満の人数)	人	見込み値 実績値	8,600 8,301	8,600 8,105	8,000 7,923	7,950 7,797	7,920 7,688	7,870	7,840	7,810
	B	人口(H30以降は常住人口)	人	見込み値 実績値	55,100 55,312	53,500 53,795	53,300 53,436	53,000 53,187	52,800 52,937	52,500	52,300	52,000
	C			見込み値 実績値								
	D			見込み値 実績値								
成果 指標	A	子ども会加入率*	%	目標値 実績値	70.0 46.5	46.0 44.0	46.0 40.7	46.0 30.1	46.0 31.7	46.0	46.0	46.0
	B	家庭教育学級参加者数*	人	目標値 実績値		3,030 2,445	3,120 2,851	3,200 696	3,290 1,229	3,380	3,470	3,470
	C			目標値 実績値								
	D			目標値 実績値								
	E			目標値 実績値								
	F			目標値 実績値								

3 施策の特性・状況変化・住民意見等												
① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)												
ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと) ・青少年相談員は、街頭における定期巡回や学区内パトロールの徹底、通学路の安全点検に努める。また、相談体制の充実を図り、青少年や保護者からの相談に応じるとともにその解決に努める。 ・青少年相談員としての資質向上のため、研修会等の参加に努める。 ・青少年の健全育成に関わりのある各地区まちづくり委員会、青少年相談員、民生委員・児童委員、学校やPTA等の関係機関が一体となり、青少年健全育成のための体制づくりを強化するとともに、適切な社会環境づくりを推進し、青少年の安全を確保する。 ・地域の様々な活動に積極的に参加し、交流を通して地域の繋がりを充実させることにより、地域における教育力の向上を図る。												
イ)行政の役割(市がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと) ・関係機関と協働して青少年の健全育成活動を推進するとともに、地域や保護者に対し青少年健全育成のための働きかけを行う。また、健全育成のための情報や地域活動、ボランティア活動等の情報を提供する。 ・青少年を対象とした生涯学習事業の機会を提供するとともに、事業内容等の充実を図る。 ・子ども会活動における保護者の負担軽減を図り、子ども会へ入会しやすい環境整備に努める。 ・家庭の教育力向上を目的とし、ブックスタート事業や専門的な指導者を講師に迎えて、充実した内容のプログラムの家庭教育学級合同学習会を開催する。												
② この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか												
・地域で子どもを守る活動が活発化するなど子どもの安全に関心が深まる一方で、SNSなどの情報ツールによる新たなトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く環境が複雑化している。青少年を温かく見守り育てるためには、家庭や学校は勿論のこと、地域の方々との協力体制づくりの強化が不可欠である。 ・社会経済情勢の変化や少子化等よりPTAや子ども会活動への参加者が減少しており、それに伴い役員の負担軽減が求められている。												

4 施策の成果水準とその背景

No.2

(1) 時系列比較(平成29年度との比較)

- ☐ 成果がかなり向上した。
- ☐ 成果がどちらかといえば向上した。
- ☐ 成果はほとんど変わらない。(横ばい状態)
- ☒ 成果がどちらかと言えば低下した。
- ☐ 成果がかなり低下した。

(2) 近隣他市との比較(水戸市、ひたちなか市等との比較)

- ☐ 近隣他市と比べてかなり高い水準である。
- ☒ 近隣他市と比べてどちらかと言えば高い水準である。
- ☐ 近隣他市と比べてほぼ同水準である。
- ☐ 近隣他市と比べてどちらかと言えば低い水準である。
- ☐ 近隣他市と比べてかなり低い水準である。

* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

・社会経済情勢の変化や少子化、家庭環境の多様化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、子ども会への加入率が平成29年度の46.5%から令和3年度は31.7%と低下しており、加入者は減少傾向である。

・保護者を対象とした家庭教育学級では、平成29年度の2,445人から令和3年度は1,229人と減少しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、コロナ禍でも開催できる内容を検討し、各学級での開催回数を減らすなど、可能な範囲で開催したことから令和2年度の696人から令和3年度は参加者が増加した。

* 上記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

小学生の子ども会加入率は、市街地ほど減少する傾向にあるが、市全体としては令和3年度実績31.7%であり、近隣他市と比べてやや高い水準である。

那珂市	: R03(31.7%)	R02(30.1%)	R01(40.7%)
水戸市	: R03(23.8%)	R02(26.2%)	R01(30.2%)
ひたちなか市	: R03(65.9%)	R02(70.5%)	R01(72.6%)
城里町	: R03(10.0%)	R02(10.0%)	R01(27.4%)
東海村	: R03(24.1%)	R02(25.5%)	R01(26.5%)
常陸太田市	: R03(20.3%)	R02(26.2%)	R01(31.1%)

5 施策の現状と課題

① 施策の現状(当市の特徴、その要因として考えられること等)

- ・青少年相談員による下校時や地域の実情に応じたパトロールの実施、青少年健全育成協力店舗や各地域活動団体との連携・協力などにより、青少年の健全育成のための環境整備を推進している。
- ・子ども会における令和3年度の加入率は31.7%(児童数2,589人に対し、会員数は821人)で、平成29年度加入率(46.5%)と比較すると14.8ポイント低下したが、令和2年度加入率(30.1%)と比較すると微増した。単位子ども会同士の統合や地区での統合など、存続のための工夫を提案し、子ども会存続及び加入促進を図っている。
- ・少子化が進み出生数は減少している。また、乳幼児の半数近くが市街地に集中しており、菅谷地区と他地区の児童数の差が広がっている。
- ・社会環境の変化などに伴い、PTA活動や子ども会活動を負担に感じている保護者が増加している。
- ・高校生ボランティアで構成する高校生会については、市内中学校・高校にポスター掲示するほか、加入者を通して加入促進を図り、令和3年度は19人で活動した。

② 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)

- ・体験活動を通して社会性を養い、心豊かに活力ある青少年の育成を図るため、プログラムの更なる充実に努める必要がある。
- ・事業内容の充実・拡充のための指導者の確保が課題である。
- ・青少年相談員やまちづくり委員会等を中心とした青少年の健全育成の推進を継続していく。
- ・市子ども会育成連合会において、役員マニュアルの作成や市子連事業への参加要請をなくすなど、役員の負担軽減を図っているが、負担軽減については引き続き検討していく。
- ・市子ども会への加入促進・維持を図り、子ども会活動の活性化を推進する必要がある。
- ・家庭教育学級において、保護者が学習したいと思う内容、危惧している内容等を精査し合同学習会の内容の見直しを行う。
- ・高校生ボランティアで構成する高校生会メンバーは、在学中の高校生であることから会員の入れ替わりがあるため、引き続き加入促進を図る必要がある。

6 施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)・方針

- ・子ども会加入率、家庭教育学級参加者数については、第2次那珂市総合計画前期基本計画(H30～R4)において施策の成果を表す指標として位置づけ、それぞれ中間目標値(R2)と目標値(R4)を設定している。
- ・子ども会加入率は、平成24年度(65.8%)から平成29年度(46.5%)の5年間で19.3ポイントも減少しており、今後においても少子化と子ども会離れに伴いますます加入率が低下するものと予測されるが、施策の推進により平成29年度加入率の現状維持を目指し、中間目標値(R2)、目標値(R4)とも46.0%に設定した。
- ・家庭教育学級参加者数は、平成26年度から平成28年度までの伸びが88人/年増加しているため、引き続き同程度の増を目指し、中間目標値(R2)で3,200人、目標値(R4)で3,380人に設定した。

7 施策の目標達成のための基本事業

基本事業	基本計画期間における取り組み方針	主な事務事業
地域で育てる体制の充実	・学校、家庭、地域が一体となって地域の青少年を育てる体制を強化する。 ・放課後や休日における青少年の健全育成や非行防止のため、声かけ運動や相談体制の充実を図るとともに、適切な社会環境づくりに努める。 ・PTAや子ども会などによる地域活動や交流を通して、地域における教育の充実を図る。	青少年相談員設置事業 団体補助事業 (青少年育成那珂市民会議、市子ども会育成連合会)
健全育成の推進	・社会性を身につけながらたくましく生きる力を養うため、学びや体験の機会を提供する。 ・子ども会活動などの社会性を身につける活動を支援する。 ・高校生会への加入促進を図り活動を支援する。	ふるさと教室開設事業 青少年育成事業 団体補助事業 (青少年育成那珂市民会議、市子ども会育成連合会)
地域や家庭の教育力の向上	・学校やPTA、市民自治組織等と連携を強化し、地域や家庭の教育力を高める。 ・家庭教育について正しい知識や情報が得られるよう学習機会の提供や啓発を図る。 ・子どもや保護者を対象としたおはなし会を開催するなど、親子のつながりを深めながら、本に慣れ親しむ習慣づくりを進める。	家庭教育学級開設事業 団体補助事業 (市PTA連絡協議会) ブックスタート事業